

令 7 香南市監査委員告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和 7 年 2 月 28 日

香南市監査委員 有 岡 正 博

同 安 岡 敬 子

同 中 屋 和 彦

令和 6 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠した。

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和 6 年 11 月 5 日（火）から 15 日（金）まで

3 監査の対象事項

令和 5 年度 負担金補助及び交付金(市単独補助金)のうち、監査委員が選定したもの

4 監査の対象課

総務課、企画財政課、防災対策課、地域支援課、環境対策課、住宅政策課、福祉事務所、高齢者介護課、こども課、健康対策課、市民保険課、農林水産課、商工観光課、消防本部、学校教育課、生涯学習課、香我美支所、夜須支所、赤岡支所

5 監査の内容

(1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

ア 財政的援助の決定

- イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続、交付要綱等
- ウ 補助金等の効果及び条件の履行の確認
- エ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課室へ提出した補助金等の交付申請書
- オ 事業計画
- カ 収支の会計経理、出納関係帳簿の整備、領収書等の証拠書類の整備、保存
- キ 事業実績報告書、精算報告
- ク その他

6 監査の着眼点

(1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

- ア 財政的援助の決定は法令等に適合しているかどうか。
- イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かどうか。
- ウ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するかどうか。

7 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 財政援助団体関係

今回の監査は、財政援助団体関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から聴取し監査を行った。

おおむね規定どおり執行されているが、一部の課においては、関係書類の不備・不足が散見され、組織内のチェック体制が十分でない状況が見受けられた。

また、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらを踏まえ、根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 民生委員児童委員協議会補助金について（福祉事務所）

香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）第14条では「補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第8条第1項第3号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に、別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる補助事業については、補助事業実績報告書の提出を省略することができる。」とし、また、同第15条では「市長から検査を命ぜられた職員は、前条の報告を受けた場合においては、当該報告等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、補助金検査調書兼確定書（教育委員会が所管する補助金にあつては、補助金検査調書兼確定書（様式第6—2号）。以下この項において同じ。）を作成するものと

する。ただし、前条ただし書の補助事業については、補助金検査調書兼確定書の作成を省略することができる。」と規定している。

しかし、当該補助金の対象協議会の中には、令和6年3月31日に実績報告書を提出した後、4月11日に委員活動費等を支払いしている協議会があった。これは事業が完了しているとはいえない状態にありながら実績報告書を提出していることになる。ところが、その実績報告書を受けた市の担当職員は、令和6年3月31日付で、合否の判定結果を「合」として補助金検査調書兼確定書を作成していた。本来であれば、補助対象経費の支払いが補助事業の期間内に完了しているかについて、検査で確認しなければならないため、適正に検査が行われていなかったと言わざるを得ない。

完了検査を行う職員は提出書類を十分確認し、公平性を欠くことのないよう確実な検査に努められたい。そして、交付規則や関係要綱の内容を理解し、補助事業者には、不備のあるものについては適正に行うよう指導されたい。

(2) 土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講費補助金について（企画財政課）

香南市土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業受講費補助金交付要綱第3条第2項では「補助金の額は、補助対象者が支払った受講料の2分の1に相当する額とする。」とし、補助対象者本人が受講料を支払うことが前提となっている。

ところが、補助対象者本人が受講料の支払をしておらず、補助対象者が所属する法人が受講料の支払をしているケースが見られた。このケースでは補助対象者が支払をしていないため、要綱の規定に基づくならば、補助対象には該当しない。しかしながら、法人が、従業員の業務に必要な知識や技術を身に付けるための支援として、受講料を負担することは当然考えられることである。今後は、これらの現状に対応できるよう、要綱の見直しを図り、補助金が有効に活用されるよう改正を検討されたい。

(3) 新生児聴覚検査県外受診補助金について（健康対策課）

当該補助金の関係書類を審査する中で、申請者本人が提出した申請書に誤りや空欄があった際に、その申請書を原本として使用せず、職員がパソコンで作成したものを原本として取り扱い、申請を受け付けている事例が複数見受けられた。

申請者に再度来庁する負担をかけないために、善意から行っていたことであり、申請者に対して口頭で、市が作成し直すことがある旨を伝え、許可を得られた場合のみ作成していたようではあったが、許可を得た記録は残っていなかった。

本来、申請書は申請者が作成したものを原本として取り扱わなくてはならない。申請者の負担を考慮しての行為とはいえ、誤った内容で作成する等があった場合、トラブルの原因となることが考えられるため、適切な事務処理とはいいがたい。自治体職員として住民の立場に立って事務を行うことは大切ではあるが、基本的なルールを守ったうえで、住民の利便性や事務の効率性を考えなければならない。今後は、不備がある場合の訂正等について課内で協議し、適正な事務処理に努められたい。

第3 総括

前年度の財政援助団体に関する定期監査から比較して注意事項は減少し、軽微な事務処理誤りや関係書類の整備状況は改善されている。今後も、企画財政課が開催している補助金交付事務の研修を受けるなどして、適正な事務処理を維持し、所管する補助金の要綱の内容を精査して、内容が現状に即したものとなっていることを確認されたい。

また、完了検査は、補助金を確定する重要な手続きである。検査を行う職員は説明責任を果たせるよう、その職責を再度自覚されたい。

本市の令和5年度の普通会計における実質単年度収支は赤字となっており、財政状況が厳しい状態にある。補助団体の状態をみて、適切な補助金額であるかどうか、また、補助金の支出自体が必要であるかどうか等も精査し、効果的な予算の執行を望むものである。